

8 開かれた県行政と県民との協働

分権社会においては、地域のことは地域で考え、地域で決めていくことが基本となりますが、いかに地域住民である県民の意見を反映させた行政を実現させていくかが重要なポイントとなります。

これまでも、県政運営の中に県民の意見を反映させようとの取組はなされてきたところではありますが、必ずしも十分ではなかったところであり、県民が行政サービスを受け取る顧客であるとの視点に立って、県民の意見を十分に受け入れ、それを行政に十分反映していく取組が求められています。

この取組を進めるにあたっては、県民が県政を考える基礎となりうる県政情報を十分かつ迅速に提供することが必要になるとともに、**県行政の運営に止まらず、県民の意思決定過程においても県民が参画する仕組みづくりが必要となってきました。**

また、こうした県民参画の一手法として、行政に関わる活動を組織的に行っているNPOとの関係を積極的に構築し、**県行政を協働して展開していく必要やボランティアを始めとする県民が行う自由な社会貢献活動としてのNPO活動との協働（パートナーシップ）を積極的に推進する必要があります。**

一般的に行政が法令、予算に基づき、公平性・画一性を旨としなければならないのに対して、NPOは、民間団体の特性を活かして、創造性と自発性を発揮して、複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ柔軟に取り組むことが期待できます。

また、協働を進める過程で、職員がNPOの考え方や仕事の進め方に直接触れ合うことにより、事業手法や職員の意識などに関して、行政の体質改善を進める契機とすることができますし、さらに、従来、行政が担ってきた事務事業をNPOに委ね、最終的に委譲していくことができれば、サービスの質を落とさず、むしろ高めながら、行政の効率化、組織のスリム化を図ることもでき、大きな効果が期待できます。

このため、透明性、公平性、効率性に十分配慮しつつ、NPOとの協働について全庁的な普及を図るとともに、その受け皿となるNPOの活動を促進するための条件整備に積極的に取り組む必要があります。

(1) 県行政の情報公開

【見直しの視点】

県行政の透明性を高めます。

情報公開の利便性を高めます。

【平成16年度までに実施・着手する事項】

県関係団体のうち、既に情報公開を実施した9団体を除き、愛知県が2分の1以上を出資する法人、県が行う事務又は事業の一部を補完し、又は代行していると認められる法人について情報公開を進める。（平成14年度）

審議会等について、審議を行っている状況の公開を審議会等の性格に応じて進める。(平成14年度)

情報公開請求を行う際に参考となる行政文書データベースを整備し、インターネットを活用した検索システムの構築を行う。(平成16年度)

表12 情報公開・個人情報開示状況(平成12年度)

(情報公開)

単位:件

区 分	請求件数	処 理 状 況					
		開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	その他
義務公開(請求)	11,459	3,335	7,258	620	211	31	4
任意公開(申出)	40	23	11	6	0	0	0
合 計	11,499	3,358	7,269	626	211	31	4

(情報提供)

単位:人

区 分	相談・案内	資料閲覧	資料複写	有償頒布	計
県政情報コーナー	1,973	10,354	309	2,641	15,277

(個人情報開示)

単位:件

請 求 件 数 (口 頭 請 求)	処 理 状 況			
	開 示	一部開示	不 開 示	取 下 げ
114 (1,686)	88 (1,686)	23	2	1

(2) 県行政への県民参画

【見直しの視点】

県行政の意思形成過程における県民の参画を進めます。

県行政の運営における県民の参画を進めます。

【平成16年度までに実施・着手する事項】

行政評価制度の導入によって県が実施する事務事業の評価結果を分かりやすい形で公表し、インターネットの活用により評価結果に対して広く県民意見を求める。(平成16年度)

【平成20年度までに検討・実施する事項】

河川や道路など公共施設の環境改善に向け、地域住民などとの協働による取組についての検討を平成16年度までに行う。

(3) NPOとの協働

【見直しの視点】

NPOとの協働が可能な行政分野の明確化に努めます。

NPOとの役割分担の明確化に努めます。

NPOとの協働について全庁的な普及に努めます。

NPO活動の促進のため条件整備に取り組みます。

NPOとの交流を促進して人材の育成に努めます。

【平成 16 年度までに実施・着手する事項】

全庁的なNPOとのパートナーシップの普及を図る。(毎年度)

NPOへの委託事業を必要に応じて実施する。(毎年度)

NPO、行政及び企業の連携・協働を促進する。(毎年度)

NPOへの職員の派遣研修を引き続き実施する。(平成 14 年度から当分の間)

NPO活動を促進するため、その活動を支援する機能を持った施設を設置する。
(平成 14 年度)

【平成 20 年度までに検討・実施する事項】

NPO、行政及び企業のネットワークづくりの場の確保について検討する。

表 13 特定非営利活動促進法（NPO法）による法人設立の認証状況

(平成 13 年 11 月 30 日現在)

活動分野	認証数(件)	活動分野	認証数(件)
保健・医療・福祉	60	地域安全活動	1
社会教育	8	人権擁護・平和推進	5
まちづくり	12	国際協力	6
文化・芸術・スポーツ	11	男女共同参画社会形成	2
環境保全	11	子供の健全育成	10
災害救援活動	3	NPOの援助	6
合	計		135